

序章

計画作成の目的と位置づけ

I. 計画作成の背景と目的

I-1 計画作成の背景

我が国には、人間と自然との関わりや歴史の重層性の中で育まれてきた地域固有の歴史文化資源（後述の「1-3 「歴史文化資源」について」で定義）がある。泉佐野市においても、

国宝建造物「慈眼院多宝塔」や国指定史跡「日根荘 遺跡」、市指定無形民俗文化財「佐野くどき」など文化財保護法や文化財保護条例に基づく指定等文化財や、指定等文化財ではないが泉佐野市の歴史と関連の深い町並みや食文化、伝承など、様々な歴史文化資源が多く継承されている。しかし、近年の過疎化や少子高齢化などを背景に、担い手の減少、社会構造や人々の価値観の変化などを受けて、歴史文化資源が後世に継承されずに消滅しかねない危機に瀕している。

歴史文化資源は、地域の個性を発揮するとともに、コミュニティの維持に繋がるものとして価値が高まっており、地域振興を進めるうえでも重要な資源である。歴史文化資源を後世に継承し、地域振興に活かしていくためには、今までの指定等文化財に対する個別の文化財保護だけではなく、様々な主体が参画して歴史文化資源を一体的に保存・活用していくことが必要となる。

泉佐野市では、人口減少や少子高齢化などを受けて、都市としての魅力を高めるために、地域活性化に資するまちづくりや観光振興などを進めている。これらの事業の推進において、地域固有の歴史文化を伝える歴史文化資源を活用することで、都市としてのアイデンティティと郷土への愛着心（シビックプライド）の形成につながり、より泉佐野市独自の魅力あるまちづくりとなる。「日根荘遺跡」の国史跡指定や「日根荘 犬木の農村景観」の重要文化的景観への選定、日本遺産の認定などを契機として、佐野町場や日根荘、犬鳴山などを主として、歴史文化資源を活かしたまちづくりを進めており、具体的な事業推進が求められているところである。

I-2 計画作成の目的

歴史文化資源を後世に継承していくためには、その価値を理解すること、価値をより高めること、価値を守り、活かすことが必要である。しかし、その価値を市民全体で共有し、地域活性化に資するまちづくりや観光振興などに十分活かせているとはいえない。

そこで、地域活性化や観光振興に資する歴史文化資源を活かしたまちづくりを進める目的とし、「泉佐野市歴史文化基本構想」を平成31年（2019）に策定したところである。この「歴史文化基本構想」を実現するためには、より具体的な措置を展開していくことが必要であることから、歴史文化資源の保存・活用に関するマスタープランかつアクションプランである「泉佐野市文化財保存活用地域計画」を作成するものである。

I-3 「歴史文化資源」について

「文化財」とは、文化財保護法第二条及び泉佐野市文化財保護条例第2条で規定されている定義に基づき、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型のことを指す。本計画では、「文化財」のうち文化財保護法及び文化財保護条例に基づいて指定・登録・選定された「指定等文化財」のみならず、「未指定文化財」も対象とする。

泉佐野市で受け継がれてきた歴史や文化財の価値を共有し、後世に継承していくためには、上記の「文化財」だけに限らず、①泉佐野市の歴史や文化財の理解に繋がる地域性のあるもの（→生活文化、国民娯楽、人々の伝統的な活動など）、②文化財の周囲にあって文化財と一緒に価値を高めるもの（→周囲の景観、自然環境など）、との一体的な保存・活用が必要となる。そこで、本計画ではこれらの必ずしも「文化財」に該当しないもので、各地域にとって重要で守り伝えていくべきものについても計画の対象とし、「文化財」と合わせて「歴史文化資源」と定義することとする。

「歴史文化資源」は、相互に関係しながら泉佐野市の歴史文化を伝え、都市のアイデンティティの形成に繋がるものであり、地域振興や観光振興に資する資源であると言える。そのため、遺産ではなく、資源として、様々な分野、様々な主体と共に広く一体的な保存・活用を進めることとする。

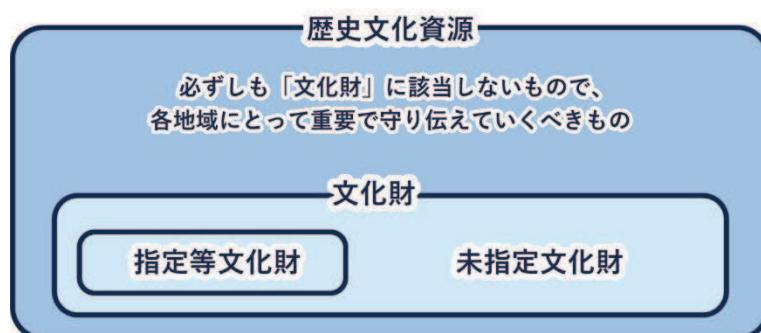


図0-1 歴史文化資源の定義

表0-1 「歴史文化資源」の例

			例
歴史文化資源	文化財	指定等文化財 (指定・登録・選定)	<ul style="list-style-type: none"> ・慈眼院多宝塔（国宝・建造物） ・七宝瀧寺 絹本著色 不動明王二童子四十八使者図（府指定有形） ・上善寺 木造阿弥陀如来立像（市指定有形） ・樺井さんや踊り（市指定無形民俗） ・日根荘遺跡（国指定史跡） ・日根荘大木の農村景観（重要文化的景観） <p>など</p>
		未指定文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・古民家 ・地域で守られてきた石造物 ・社寺や旧家にある古文書 ・修験信仰に使用される道具 ・各地域で受け継がれている祭礼 ・佐野松原などの景勝地 ・佐野町場の町並み <p>など</p>
	必ずしも「文化財」に該当しないもので、各地域にとって重要で守り伝えていくべきもの	<ul style="list-style-type: none"> ①泉佐野市の歴史や文化財の理解に繋がる地域性のあるもの ②文化財の周囲にあって文化財と一緒に価値を高めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活文化 ・国民娯楽 ・方言 ・名字 ・人々の伝統的な活動 <p>など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の周囲の景観 ・自然環境 <p>など</p>

I-4 上位計画・関連計画

(1) 上位計画・関連計画との関係

本計画は「第5次泉佐野市総合計画」を上位計画とし、都市計画や景観づくり、社会教育、産業振興、観光振興などの各分野の計画や施策との連携・整合のとれたものとする。

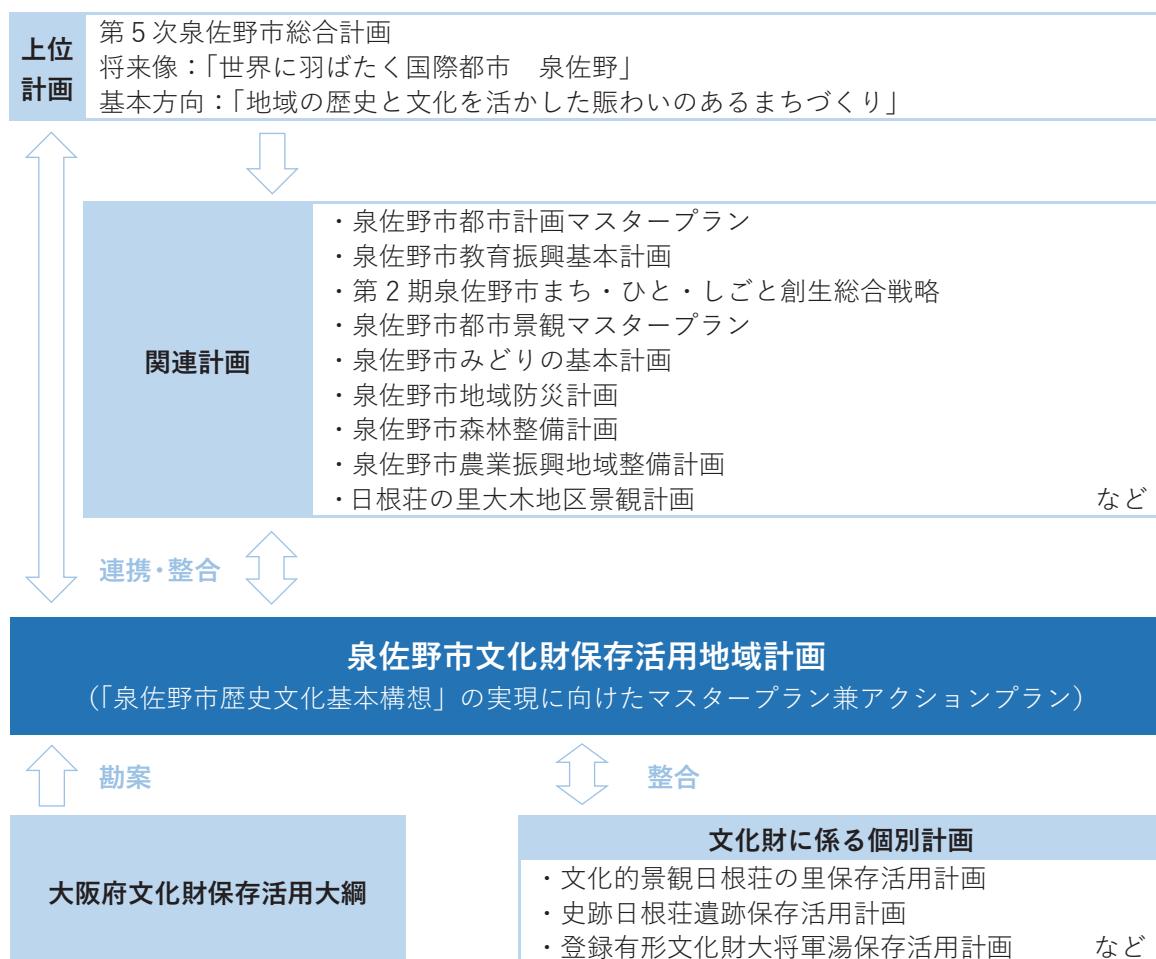


図 0-2 歴史文化資源の定義

(2) 上位計画について

第5次泉佐野市総合計画(平成31年(2019)3月策定)

計画期間:2019~2028年度

泉佐野市全域を計画の対象区域として、「世界に羽ばたく国際都市 泉佐野一ひとを支え ひとを創り賑わいを創るー」を将来像とし、第1章「地域の強みを生かし、賑わいを創り出すまちづくり」の施策1-3「歴史文化の保存活用」において、歴史文化の保存・活用にかかる課題から施策目標を下記のとおり、設定している。

【課題】

文化財の把握	・開発等による埋蔵文化財の調査
文化財の保存と活用	<ul style="list-style-type: none">・史跡及び建造物の適切な維持管理・佐野町場に点在する文化財建造物と歴史的まちなみの保存と活用・葛城修験の靈場の保存と活用・史跡日根荘遺跡の周知看板及び整備にかかる計画の年次的な推進（民有地の適切な管理）・史跡日根荘遺跡に係る所有者等との適切な史跡の保存と活用に向けた事業の実施・文化的景観の選定地区の追加（土丸・日根野地区）
観光や経済への活用	<ul style="list-style-type: none">・様々な文化財の観光資源化の推進
取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none">・文化財所有者・管理者の後継者不足の解消と技術継承・出土文化財等の適切な保存・活用に向けた行政・教育・地域住民との連携の強化・泉南地域自治体の文化財業務の広域連携化・博物館相当施設「歴史館いずみさの」の市内文化財の魅力発信拠点としての活用

【基本方針】

地域の歴史・文化を伝える貴重な文化財を、すべての市民が親しみを持ち、誇りを持つことで、地域の活性化につながるよう保存と活用をめざします。

【基本事業】

史跡及び重要文化的景観の保護と活用	<ul style="list-style-type: none">・史跡日根荘遺跡、重要文化的景観日根荘大木の農村景観を適切に保護し、より市民に親しみやすいように整備に努めます。
歴史的遺産の保護と観光資源としての活用	<ul style="list-style-type: none">・市内に残る貴重な有形・無形文化財、史跡、名勝、天然記念物を保護し、また地域の歴史遺産として維持を進めることで、観光資源として公開活用に努めます。
文化財情報の発信と活用	<ul style="list-style-type: none">・様々な文化財と地域を結び、連携を強化することで地域の歴史文化に愛着を持てるよう意識を高めます。・博物館の歴史館いずみさの、旧新川家住宅、旧向井家住宅、奥家住宅、大将軍湯の所管施設において、地域の歴史・文化の掘り起しや公開活用に努めます。

(3) 関連計画について

①都市計画マスターplan(平成31年(2019)3月策定)

計画期間:2019~2028年度

泉佐野市全域を計画の対象区域とし、目標年次は2028年度としている。泉佐野市第5次総合計画の「世界に羽ばたく国際都市 泉佐野ーひとを支え ひとを創り賑わいを創るー」を将来像として、5つの都市づくりの目標を設定している。

地域別構想では、市内を4つのゾーンに区分し、地域ごとにまちづくりの将来像や整備方針を示している。歴史文化に係る地域別まちづくりの方針は下記のとおりである。

ゾーン	地域	将来像	まちづくりの方針
臨海ゾーン	臨海地域	先進的都市機能が充実した国際交流都市の形成	<ul style="list-style-type: none"> りんくうタウン駅周辺に、宿泊施設やMICE施設の誘致により、国際交流都市機能の強化をはかる。 外国人観光客が帰国の余剰時間を利用し近隣を周遊できるようコミュニティサイクルの整備に向け検討を行う。
沿岸ゾーン	沿岸市街地地域（旧市街地地区）	歴史的資源の継承と安全・快適が両立したまちの形成	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的な建造物が多く残る地区においては、まちなみや地域特性の保全に配慮した防災機能、生活環境の向上をめざした整備手法の検討を行う。 商店街、佐野町場地区がそれぞれの個性を活かし、相乗効果を生み出すよう、一体となった住民主体のまちづくり活動への支援を検討する。 都市計画道路泉佐野土丸線の整備にあわせて、歴史的環境に配慮しつつ、安全で快適な住環境の形成や観光振興に資することをめざしたまちづくりを推進する。 佐野町場地区の歴史的なまちなみ景観を、本市の貴重な観光資源として活用することを検討する。
内陸ゾーン	農空間地域	都市と農業が共存するまちの形成	<ul style="list-style-type: none"> 集落地においては、今後もまちの機能を保全し、地域の伝統文化の継承やコミュニティの維持を図る。 日根荘地区においては、国史跡日根荘遺跡に係る整備計画を策定し、歴史資源の保全と景観形成を図る。 日根荘地区をはじめ地域に点在する旧集落や旧街道沿いの集落の農村景観の保全に向け、構成要素のため池や水路、農地、神社・仏閣等の地域資源の保全を図る。 重要文化的景観選定地区の土丸・日根野地区へ拡大の検討を行い、緑化保全配慮地区の指定に向け検討を行う。
山地ゾーン	山間地域	自然と歴史が調和した風情あるおもてなしの里の形成	<ul style="list-style-type: none"> 集落地においては、今後もまちの機能を保全し、地域の伝統文化の継承やコミュニティの維持を図る。 自然環境・歴史文化、それを受け継ぐ暮らしと生業が一体となり良好な文化的景観を形成しているとし、重要文化的景観に選定された「日根荘大木の農村景観」を保護・継承し、活用方策を検討し、地域の活性化を図る。 大木地区においては、集落、風景の構成要素であるため池、水路、農地、神社・仏閣等の地域資源の保全を図り、「泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画」に基づく届出制度を活用し、文化的景観の一体的な保全を図る。

②泉佐野市教育振興基本計画(平成27年(2015)11月策定)

計画期間:~2024年度

学校教育の充実をはじめ、生涯学習の推進や市の豊かな伝統・文化の継承など、今後めざすべき教育の基本的な方向性や重点施策等を明らかにするため、令和6年度(2024)を目標年次として策定している。

歴史文化に係る基本方向や具体的な施策は下記のとおりである。

【基本方向】

歴史館いづみさの について	<ul style="list-style-type: none">学校教育や生涯学習センターの事業（講座等）等と連携しながら、市民に対する学習機会の提供等を行い、本市の歴史や文化に関する市民の意識の向上を図り市民の関心を高める。本市の歴史を現代に伝える古文書などの歴史資料や、美術資料・民具などの貴重な博物館資料の調査を行い、それらの活用を通じて、市民の学習機会を提供する。同時に博物館資料の保存の充実を図る。歴史的資源を活かした地域の活性化による賑わいづくりなどに取り組む。本市の貴重な文化財、伝統文化、郷土芸能を次世代に伝えるため、関係機関との連携と市民の協力を得ながら、市内の歴史資料などの調査・研究を着実に進める。歴史的・文化的資産の散逸・消失を防ぎ、活用を図るため、歴史資料のデジタル化などによる、活用及び普及を進める。
文化財の保存と 継承について	<ul style="list-style-type: none">幅広く市民に文化財の情報を公表し、また積極的に公開する機会を設けることで、啓発につなげる（市のウェブサイト、刊行物の発行、説明板の設置、講演会、現地見学会、展示会の実施、地域へのワークショップや子どもたちの歴史学習など）。将来の史跡公園等の整備、大木地区の文化的景観の保全について、地域の理解と協力の中で推進する。

【具体的な内容】

文化財を活かした まちづくりをめざ します	<ul style="list-style-type: none">市独自の郷土性の高い文化遺産の現状把握と追究を行うために、現在全市域を対象として文化財の総合的な把握調査を実施し、将来の歴史文化基本構想の策定をめざす。山間部にある史跡日根荘遺跡の保全と整備に向け、史跡日根荘遺跡保存整備委員会を設置し、保存管理計画を策定する。史跡地を含む大木の文化的景観の保護や整備も計画的に進め、周辺の景観保全を含めた遺跡の保存を継承する施策を進める。現代の社会情勢や価値観の大きな変動を踏まえ、市民が地域への愛着と文化財の価値を再発見し、魅力あるまちづくりへ文化財を活かす様々な施策を進める。
-----------------------------	--

③第2期泉佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和3年(2021)3月策定)

計画期間:2021~2025年度

『第1期泉佐野市まち・ひと・しごと総合戦略(計画期間:2015年度~2020年度)』で位置づけた施策の方向に基づき、安定した雇用や新しいひとの流れの創出、若い世代や女性の活躍支援、地域の活力維持と地域間連携の強化などに取り組んできた。第2期総合戦略(計画期間:2021年度~2025年度)においても、将来にわたって地域の活力を維持・発展させていくための取り組みを推進する。

歴史文化資源の保存・活用に係る具体的な施策は下記のとおりである。

基本目標	具体的な施策
安定した雇用を創出する	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活かした産業振興と創業支援 ・地場産業の競争力強化
定住魅力の強化により泉佐野市への新しいひとの流れをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・観光による交流人口の拡充 ・シティプロモーション活動の強化
時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する	<ul style="list-style-type: none"> ・交通ネットワークの整備 ・市民が地域防災の担い手となる環境の確保 ・地域づくり

④泉佐野市都市景観マスタープラン(平成9年(1997)7月策定)

今あるすぐれた自然・歴史・文化をまもりながら、空港の玄関都市にふさわしい、泉佐野らしい魅力ある都市景観をつくり、育てていくための指針となる基本的な考え方を示すものとして策定している。

景観形成の方針は、ゾーン別、景観類型別に設定しており、歴史文化に係る方針は下記のとおりである。

ゾーン	景観方針	方針内容
旧市街地ゾーン	泉佐野の原風景を未来に伝える都市景観の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的まちなみを保全・修景し、泉佐野のアイデンティティをアピールするゾーンをつくり出す ・旧街道沿いに残る歴史的景観を継承し、旧街道のイメージ保存を図る
新市街地ゾーン	田園風景と調和する潤いのある都市景観の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地や農用地など、農地の保全を図り田園景観を保全する ・地域に点在する旧集落や旧街道沿いにある集落を田園景観とともに保全する
丘陵ゾーン	自然につつまれたリゾート都市景観の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・神社仏閣などの歴史的資源やろじ渓等の自然の資源を周辺の自然景観とともに保全すると同時に、地域の景観形成に生かす
山地ゾーン	豊かな自然を生かした自然景観の保全・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が自然に身近に触れることのできるレクリエーション拠点の整備を促進するとともに、点在する歴史的資源にも触れることのできる散策道の整備を推進する

景観類型		景観方針	方針内容
自然景観	山地・丘陵景観	豊かな自然や山里の風景をまもり、緑の原風景を受け継ぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・山里や旧集落などの景観を保全・再生する ・豊かな自然、歴史的資源や古道のイメージを生かしたネットワークづくりを行う
	田園景観	市の代表的な景観であるのどかな田園風景をまもり、育てる	<ul style="list-style-type: none"> ・旧集落、ため池、山なみ等と一体となった泉佐野を代表する田園景観を保全する ・点在する歴史的資源やため池等の自然資源を魅力的につなぐ役割としての田園風景を保全・活用する
歴史的景観	歴史的まちなみ景観	泉佐野の原風景を伝えるまちなみをまもり、泉佐野らしさを表現する場として育てる	<ul style="list-style-type: none"> ・社寺・屋敷・民家・蔵等の歴史的資源を保全・再生し、泉佐野の原風景を伝える ・建替えや用途変更の際は、歴史的イメージに調和させ、まちなみの連続性を保つよう配慮する ・「いろは蔵」等の歴史的価値の高い建物等を再生・活用する ・道路、水路等の公共施設をまちなみには調和させ、生かすよう修景・再生整備する ・電柱・看板・自動販売機等景観を阻害するものを修景・整理する ・案内板の設置、散策ルートづくり等によって、歴史に親しめる環境をつくる
	街道景観	まちの歴史と文化をつなぐ旧街道を再現し、歴史に親しめる環境をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・旧街道沿いの歴史的まちなみや旧集落の景観、史跡・道標等の歴史的資源を保全・再生する ・路面修景、歴史を生かしたモニュメントの設置等で、街道としての連続性を示す ・歴史的まちなみ・旧集落の中では、電柱・街路灯・標識等の修景・整理を行う ・案内板等の設置によって泉佐野の歴史的資源をネットワーク化し、歴史に親しめる環境をつくる ・公共施設の再整備等を行う際には、街道の歴史的イメージを生かしたものとする
	集落景観	泉佐野の歴史・文化を伝える懐かしい旧集落景観をまもり、育てる	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な民家・社寺・史跡等の歴史的資源を保全する ・建替等の際は、旧集落のイメージとの調和、その景観構造の保全等に配慮する ・集落周辺の自然景観や田園風景をあわせて保全する ・歴史的な雰囲気を保つつつ、快適な住環境整備を図る ・案内板や歴史を伝えるモニュメント等を設置し、歴史に親しめる環境をつくる ・電柱・看板・自動販売機等、景観を阻害する要素を修景・整理する
多様なとらえ方の景観 アクティビティの景観	人が集い活動する様々な舞台をつくる		<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な祭りや行事の場を守り、整える ・公園や公共建築物の整備に合わせて、新しいイベントのできる場を整備する

⑤泉佐野市みどりの基本計画(平成31年(2019)3月策定)

計画期間:2019~2028年度

泉佐野市全域を計画の対象区域とし、目標年次は2028年度としている。「水とみどりの交流舞台 いすみさの」を将来像として、4つの方針を設定している。

地域別構想では、市内を4つのゾーンに区分し、地域ごとにまちづくりの将来像や整備方針を示している。歴史文化に係る地域別まちづくりの方針は下記のとおりである。

基本方針	基本方針の展開方向	施策
まちを支える 「みどりのベース」を築く	地域の生物多様性からみた骨格緑地の保全 山と海をむすぶ水とみどりの骨格の構築	・地域制緑地等を活用した生物多様性を確保する山林・里山等のみどりの保全 ・水とみどりのシンボル軸を構成する農地の保全
まちを楽しくする 「くらしのみどり」を増やす	農地、河川・水路、ため池等を保全・活用したふるさと空間の形成	・農地の保全・活用 ・海岸、河川・水路、ため池等の水辺の保全・活用 ・田園・里山の保全を推進する緑地保全配慮地区の指定の検討
	緑量の確保による歩いて楽しい市街地の形成	・社寺林等の保全・活用
まちのにぎわいを支える 「交流のみどり」を創る	「泉佐野 水とみどりのシンボル軸」の形成	・地域の歴史文化のシンボル空間としての史跡、ため池群の保全活用 ・ふるさとの歴史・文化を体感できる観光地区（水とみどりの里）の展開
「みんなで育むみどり」のまち	産学官民が連携したみどりづくりの仕組みづくり	・産学官民の四者が参加するみどりづくりの仕組みづくり。

⑥泉佐野市地域防災計画(令和2年(2020)4月修正)

泉佐野市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的としている。

文化財に係る災害予防対策や災害応急対策は下記のとおりである。

【災害予防対策】

都市防災機能の強化 (文化財)【教育総務課、生涯学習課】	<p>市民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。</p> <p>(1) 市民に対する文化財防災意識の普及と啓発 (2) 所有者等に対する防災意識の徹底 (3) 予防体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ア. 初期消火と自衛組織の確立 イ. 関係機関との連携 ウ. 地域住民との連携 (4) 消防用設備の整備、保存施設等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ア. 消防用設備等の設置促進 イ. 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進 </p>
---	--

【災害応急対策】

文化財災害応急対策 【避難所班】

- ・災害により文化財が被害を受けた場合、所有者（管理者）は、被害状況を調査し、その結果を市教育委員会を経由して、府教育委員会に報告する。
- ・市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ、その所有者（管理者）に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

⑦泉佐野市森林整備計画（令和2年（2020）4月変更）

計画期間：2020～2029年度

地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や森林施業の標準的な方法等を定める森林づくりの構想であり、計画期間は2030年3月31日までとしている。

文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林等は、保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林（保健機能維持増進森林）として、下記の方針等が設定されている。

【保健機能維持増進森林に関する方針等】

森林整備の基本方針	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供してくれる森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。
区域の設定	保健保安林、風致保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林等の市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一緒に優れた自然景観を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等とする。
森林施業の方法 (「快適環境形成機能維持増進森林」含む)	長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること。または、複層林施業により一定の森林蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、自然景観の維持向上など個々の森林に対する要請に応じた適切な施業の方法を定めるものとする。なお、保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこととする。 なお、特定植物群落である和泉葛城山シラキ・ブナ群落、犬鳴シラカシ群落及びその周辺区域においては、施業の方法について、貴重な植生を保全するための考慮を行う。
保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	自然環境の保全、国土保全及び文化財の保護等配慮しつつ、利用者の意向や地域の実情等を踏まえてハイキング道や案内サイン、ベンチ等の整備を行うとともに、施設の適切な管理に努める。

⑧泉佐野市農業振興地域整備計画(平成31年(2019)1月見直し)

農業の振興を図るべき地域である農業振興地域内において、農業振興施策を計画的に実施するための計画であり、農地利用計画や農用地等の保全計画、農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画などが定められている。本計画に基づく各種施策の実施により、泉佐野市の農地景観の保全や地場野菜の生産振興につながる。

⑨日根荘の里大木地区景観計画(平成25年(2013)3月策定)

泉佐野市大字大木のうち盆地の稜線内側にある大木地区（文化的景観地区）を対象範囲として、大木地区の良好な景観づくりの基本的な方向性を示し、文化的景観の一体的な保全に取り組むために策定している。「自然と歴史の魅力あふれる日根荘の里づくり」を基本理念として、下記の方針を設定している。

【方針①】地域の自然資源をまもり・活かす	<ul style="list-style-type: none"> 人との関わりの中でまもられてきた山林や川・滝・池などの自然環境を保全します。 自然と調和した生活環境の保全を図ります。 市民が身近に自然にふれるができるよう環境整備を進めます。
【方針②】地域の歴史と文化の資源をまもり、活かす	<ul style="list-style-type: none"> 日根荘の時代から受け継がれてきた、ため池や用水路等と農地・集落が一体となった歴史性を有する土地利用を受け継ぎます。 日根荘に代表される地域の歴史・文化の特徴を次の世代へ受け継ぎ、活かします。 歴史的な社寺・史跡等の歴史的資源を保全します。
【方針③】地域のくらしと生業を受け継ぎ、活かす	<ul style="list-style-type: none"> まとまりある集落のたたずまいを継承します。 祭礼行事等の地域の伝統的なくらしを継承し、地域づくりに活かします。 農業・林業や織物工場・製材工場・犬鳴山温泉等の地域の生業を継承し、地域づくりに活かします。
【方針④】住民が主体となって市民・事業者・行政と協働し景観をまもり、伝える	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成に向けて地域の自然・歴史・文化や景観に関わる取組みを進めます。 住民が主役となり、市民・事業者・行政等が協力・連携して景観を保全する体制づくりを進めます。 地域の良さやそれを受け継ぐ取組みについて積極的に情報発信します。 地域を訪れやすい環境づくりを進めます。

(4) 文化財に係る個別計画について

①史跡日根荘遺跡保存活用計画(平成30年(2018)3月策定)

平成10年（1998）に国史跡指定を受けた、全国的にも有名な中世荘園である「史跡日根荘遺跡」を適切に保存していくため、平成15年（2003）に『史跡日根荘遺跡保存管理計画』を策定した。その後、長福寺跡と土丸・雨山城跡の追加指定を受け、平成30年（2018）に『史跡日根荘遺跡保存活用計画』を策定した。

『史跡日根荘遺跡保存活用計画』は、「中世景観を残す荘園遺跡「日根荘」、－継承・活用－」を保存・活用の基本方針として、保存・活用・整備・管理運用体制に関する対応を定めている。

	課題	手法
保存	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者・管理者の整理 ・管理団体の指定 ・史跡各地点の発掘調査等の必要性 ・樹木の取り扱い ・史跡指定地の機能（役割）の継承 ・史跡指定地周辺の環境保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の価値の現状把握 ・史跡調査に基づく文化財指定（追加指定）等 ・恒常的な史跡管理の方針 ・日根荘遺跡及びその周辺保全の考え方
活用	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の価値の伝え方 ・行政によるマネジメント手法 ・史跡保存と文化的景観保全に関する施策 ・普及活動の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定地の公開 ・活用のための諸施設等の設置 ・公開資料等の作成 ・普及啓発事業 ・運営体制の整備
整備	<ul style="list-style-type: none"> ・保存のための整備 ・活用のための整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構保存のための整備 ・周辺の景観等に調和した整備 ・地域の交流と共存の場としての整備 ・16地点の一体的なネットワークの整備
管理運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・管理体制の強化 ・運営体制の整備と人員の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する行政機関・部局等の連携促進・関係法令と施策との関連づけ ・住民と行政等が協働するための体制づくり ・所有者による史跡指定地の管理を支援する仕組みづくり ・防災活動の実施

②文化的景観日根荘の里保存活用計画(平成25年(2013)1月策定)

平成 18 年度（2006）から、日根荘遺跡とそれに関連する地域（泉佐野市大木・土丸）の景観（文化的景観「日根荘の里」）を対象として、文化的景観の調査及び保存・活用の検討を行った。平成 25 年（2013）1 月に『文化的景観日根荘の里保存活用計画（大木・土丸編）』を策定し、平成 25 年（2013）10 月 17 日、大阪府初の重要文化的景観に選定された。

『文化的景観日根荘の里保存活用計画（大木・土丸編）』は、「日根荘からの水利系を継承する文化的景観」を文化的景観のストーリーとして、保存管理・整備活用・運営体制に関する考え方や規



図0-3 大木地区

【選定までの経緯】

平成 16 年	景観法制定・文化財保護法改正（文化的景観の保護制度の創設）
平成 18 年度	日根荘の文化的景観保存活用検討委員会を設置 (学識経験者・大木地区町会役員等)
平成 18~19 年度	景観調査（大木・土丸地区）
平成 20~22 年度	文化的景観日根荘の里保存活用計画の検討及び策定
平成 24 年度	泉佐野市文化財保護審議会文化的景観計画検討部会の設置 地元説明会・重要な構成要素所有者同意の依頼
平成 25 年 1 月	重要文化的景観選定の申出（大木地区）
平成 25 年 2 月	泉佐野市が景観行政団体へ移行
平成 25 年 3 月	泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画告示
平成 25 年 4 月	泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画による届出行為等に関する条例・規則の制定
平成 25 年 4 月	泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画審議会の設置 (学識経験者・大木地区町会役員等)
平成 25 年 10 月	重要文化的景観に選定「日根荘大木の農村景観」

【基本的方針】

保存管理	<ul style="list-style-type: none"> ・日根莊の時代から受け継がれた土地利用と歴史的資源の継承 ・豊かな自然環境（生物多様性を保持した環境）の保全 ・持続的な文化的景観の保護 ・「重要文化的景観」制度による持続的な保存管理
整備活用	<ul style="list-style-type: none"> ・文化的景観が持続可能となるための整備 ・文化的景観の特性を活かした活用 ・学びの場としての活用
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・住民、行政等が協働して取り組む体制づくり

③登録有形文化財大將軍湯保存活用計画(令和3年(2021)度策定)

大將軍湯の建立年代は20世紀前半と推定され、平成29年（2017）に閉業されるまで地域の銭湯として利用されていた。平成30年（2018）に国の登録有形文化財に登録、その後の公有化を経て、佐野町場の新たな拠点として計画的な保存・活用を進めるために、令和3年（2021）3月に『登録有形文化財大將軍湯保存活用計画』（案）を作成した。令和3年（2021）度中には『登録有形文化財大將軍湯保存活用計画』を策定する予定となっている。

計画対象範囲を保存部分、保全部分、その他の部分に区分し、それぞれに保存の基準を定めている。また、保存管理計画や環境保全計画、防災計画、整備計画、活用計画を位置づけ、保存・活用の方向性や施策等を定めている。

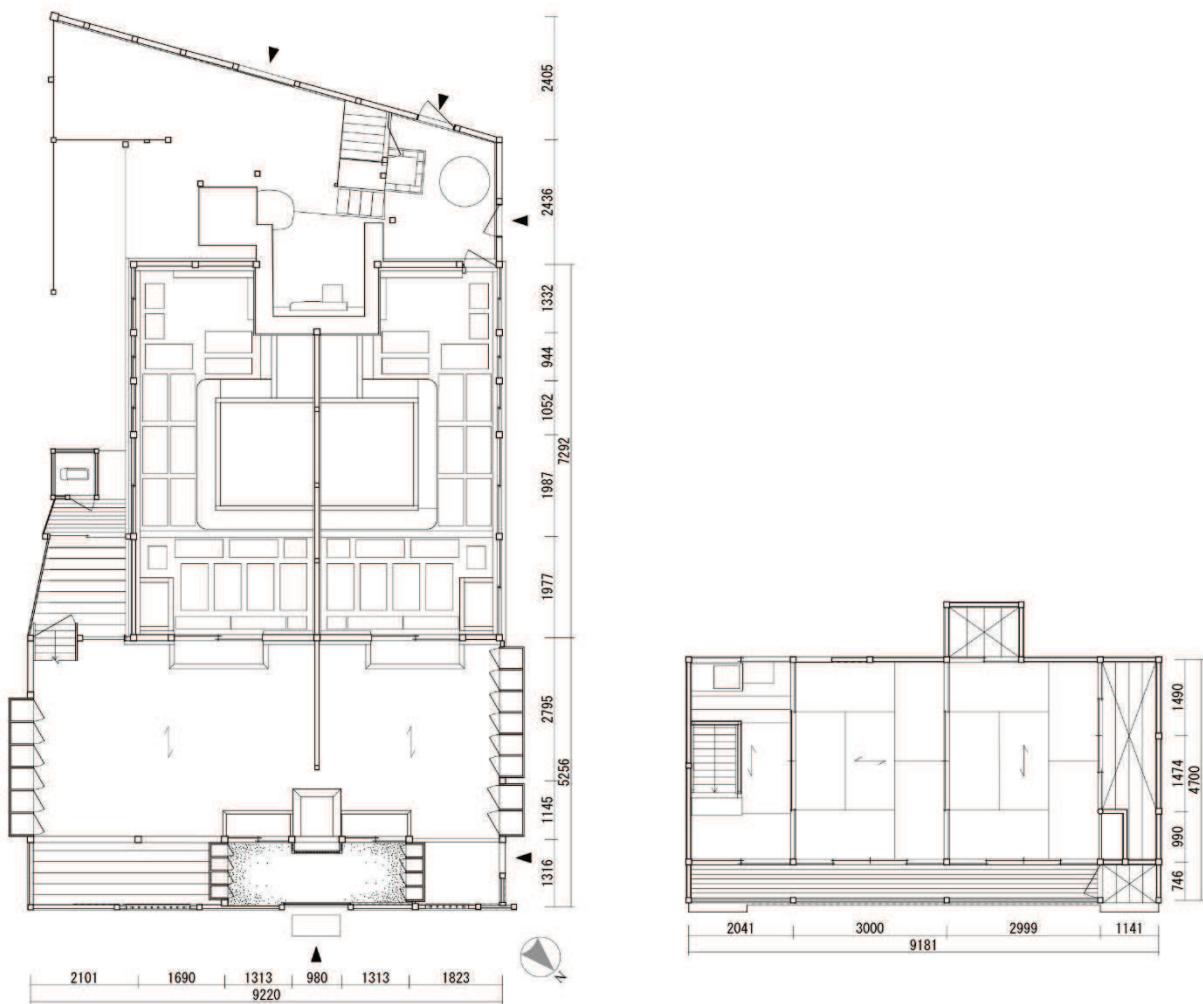


図0-4 大將軍湯平面図

I-5 計画作成の体制について

本計画の作成にあたっては、学識経験者、文化財所有者、地域住民、観光関係団体、博物館、文化財関係団体及び行政関係者で構成される「泉佐野市文化財保存活用地域計画策定協議会（以下、策定協議会という）」を設置し、泉佐野市教育委員会教育部文化財保護課が事務局となって検討を行った。また、「泉佐野市文化財保護審議会」での意見聴取やパブリックコメントを行い、意見の反映に努めた。

表0-2 泉佐野市文化財保存活用地域計画策定協議会委員及びオブザーバー

	氏名	職名	分野
会長	上村 雅洋	和歌山大学 名誉教授	有形文化財（古文書・近世歴史資料）
副会長	一瀬 和夫	京都橘大学 教授	史跡・埋蔵文化財（考古）
委員	有坂 道子	京都橘大学 教授	有形文化財（古文書）
	岸 泰子	京都府立大学 准教授	有形文化財（建造物）
	伊達 仁美	京都芸術大学 教授	民俗文化財
	長谷 洋一	関西大学 教授	有形文化財（美術工芸）
	前川 歩	奈良文化財研究所都城発掘調査部遺構研究室 主任研究員	有形文化財（建造物・近代化遺産）
	森川 光信	宗教法人意賀美神社 宮司	文化財所有者
	赤松 善弘 (令和元年度)	泉佐野市町会連合会 会長	地元町会
	家路 博史 (令和2年度)	泉佐野市町会連合会 会長	地元町会
	月木 滋夫	大阪府文化財愛護推進委員	文化財保存団体・市民
	吳竹 正 (令和元年度)	一般社団法人泉佐野シティプロモーション推進協議会 総務部長	観光振興
	坂口 隆 (令和2年度)	一般社団法人泉佐野シティプロモーション推進協議会 事務局長	観光振興
	西村 歩	歴史館いずみさの 副館長	博物館
	西出 作治	NPO 法人泉州佐野にぎわい本舗 常務理事	文化財関係団体
	土屋 みづほ	大阪府教育庁文化財保護課 総括主査	行政
オブザーバー	熊谷 達朗 (令和元年度)	大阪府岸和田土木事務所地域支援・企画課長	行政
	梅本 恭弘 (令和2年度)	大阪府岸和田土木事務所地域支援・企画課長	行政
	福井 丈司	泉佐野市市長公室政策推進課長	行政
	久禮 政志	泉佐野市まちづくり調整担当理事 兼都市計画課長	行政
	木村 圭介 (令和元年度)	泉佐野市生活産業部まちの活性課担当参事	行政
	大畠 太吉 (令和2年度)	泉佐野市生活産業部まちの活性課担当参事	行政
	文化庁地域文化創生本部広域文化観光・まちづくりグループ		
	三好 英樹	大阪府教育庁文化財保護課文化財企画グループ 副主査	
事務局	中岡 勝	泉佐野市教育委員会教育部文化財保護課 課長	
	大関 逸子	泉佐野市教育委員会教育部文化財保護課 課長代理（令和元年度）	
	松沢 正和	泉佐野市教育委員会教育部文化財保護課 課長代理（令和2年度）	
	鈴木 陽一	泉佐野市教育委員会教育部文化財保護課 主幹	

表0-3 泉佐野市文化財保護審議会委員

	氏名	職名	分野
委員	有坂 道子	京都橘大学 教授	有形文化財（古文書）
	一瀬 和夫	京都橘大学 教授	史跡・埋蔵文化財（考古）
	井原 縁	奈良県立大学 教授	名勝（景観）
	上村 雅洋	和歌山大学 名誉教授	有形文化財（古文書・近世歴史資料）
	岸 泰子	京都市立大学 准教授	有形文化財（建造物）
	伊達 仁美	京都芸術大学 教授	民俗文化財
	長谷 洋一	関西大学 教授	有形文化財（美術工芸）
	前川 歩	奈良文化財研究所都城発掘調査部遺構研究室 主任研究員	有形文化財（建造物・近代化遺産）

表0-4 計画作成の経緯

	日時	議事
第1回 文化財保存活用地域計画策定協議会	令和元年 8月14日(水) 13:00～	報告(1) 泉佐野市文化財保存活用地域計画策定業務について（趣旨説明） 報告(2) 協議会の目的及び事業内容、事業スケジュールについて 報告(3) ワークショップの実施について 審議(1) 文化財所有者等に対するアンケート調査の実施について 審議(2) 文化財リストに掲載した未指定文化財資料等について
第2回 文化財保存活用地域計画策定協議会	令和元年 12月26日(木) 13:00～	報告(1) 大阪府文化財保存活用大綱（骨子案）について 報告(2) 地域ワークショップの実施について 報告(3) アンケート調査結果について 審議(1) 歴史文化資源の保存活用に係る現状課題について 審議(2) 歴史文化資源の保存活用方針（案）について 審議(3) 保存活用区域、関連文化財群（第4/5章任意事項）の取扱いについて
令和元年度 文化財保護審議会	令和元年 12月26日(木)15:00～	
第3回 文化財保存活用地域計画策定協議会	令和3年 2月24日～ 3月8日 (意見募集期間)	報告(1)令和元年度の調査成果について 報告(2)スケジュールについて 審議(1)泉佐野市歴史文化資源保存活用地域計画（素案）について ※新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止のため書面にて開催
第4回 文化財保存活用地域計画策定協議会	令和3年 3月15日(月) 13:00～	審議(1)泉佐野市歴史文化資源保存活用地域計画（案）について 報告(1)今後の予定について
令和2年度 文化財保護審議会	令和3年3月15日(月)15:00～	
パブリックコメント	意見募集期間：令和3年3月18日(水)～令和3年3月26日(金)	



図0-5 文化財保存活用地域計画策定協議会の様子

2. 計画期間

本計画の計画期間は、上位計画である第5次泉佐野市総合計画の計画期間にあわせて、令和3年度（2021）から令和10年度（2028）までの8年間とする。なお、計画期間完了時に事業効果を検証し、次期計画に反映することとする。

また、歴史文化資源に関する社会情勢等に大きな変化が生じれば、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うこととする。計画の変更内容が軽微の場合は、大阪府を通じて文化庁に報告を行う。計画の変更内容が軽微でない場合（計画期間の変更、歴史文化資源の保存に影響を与えるおそれのある変更、計画の実施に支障が生じるおそれのある変更）は、大阪府や文化庁と協議のうえ変更の認定を申請する。